

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第18号

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（平成25年倉吉市規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギー、特別の財政措置その他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 児童 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 生徒 1食当たり<u>422円</u></p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>422円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>422円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギー、特別の財政措置その他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 児童 1食当たり<u>283円</u></p> <p>(2) 生徒 1食当たり<u>322円</u></p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行し、第7条及び第8条の改正は、令和8年4月1日から適用する。